

## 地域活性化に係る制度の比較

	復興特区制度(案)	総合特区制度	地域再生制度(※特定地域再生制度)	構造改革特区制度	
概要	平成23年10月 復興特区法案を臨時国会へ提出	平成23年8月 総合特別区域推進本部設置 平成23年8月 総合特別区域法施行	平成15年10月 地域再生本部設置 平成17年4月 地域再生法施行	平成14年7月 構造改革特別区域推進本部設置 平成14年12月 構造改革特別区域法施行	
法律の目的	東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図ること	産業の国際競争力の強化及び地域の活性化を図ること	地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(「地域再生」)を総合的かつ効果的に推進すること	経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図ること	
支援内容	規制	レディーメイド(法律事項10項目) 国と地方の協議を経て、順次追加	レディーメイド(法律事項15項目、政令事項1項目、省令事項5項目) 国と地方の協議を経て、順次追加 土地利用再編等による地域整備のための一連の特例(39項目)	特例措置あり(法律事項34項目、政令事項6項目、省令事項71項目、その他75項目)	
	税制	新設法人について5年間無税にする特別措置	-	※特定地域再生制度において、一般社団法人等に対する寄附に係る法人税の特例を要求中	なし
		特別償却 即時償却(建物等25%)、26年4月以降50%(建物等25%)	特別償却 50%(建物等25%)		
		投資税額控除 15%(建物等8%)繰越4年間	投資税額控除 15%(建物等8%)繰越1年間		
		法人税特別控除(被災者を雇用する会社等が対象)	所得控除20%(特区内新設企業等が対象)		
		地方税に係る減免による減収に対する地方交付税補填措置	-		
		研究開発税制の拡充	-		
		被災者向け優良賃貸住宅の特別償却、税額控除	-		
	個人出資に係る所得控除(5年間)	個人出資に係る所得控除(3年間)			
	財政	東日本大震災復興交付金(1兆5,612億円, H23第3次補正予算)	総合特区推進調整費(151億円, H23予算)	地域再生基盤強化交付金(620億円, H23予算) ※特定地域再生制度において、特定地域再生事業費補助金(10億円)を要求中	なし
金融	復興特区支援利子補給金(2.8億円, H23第3次補正予算)	総合特区支援利子補給金(1.5億円, H23予算)	地域再生支援利子補給金(1.2億円, H23予算) ※特定地域再生制度に係る要件緩和を要求中	なし	
支援内容の提案者	申請をしようとする特定地方公共団体(地域協議会を組織するもの)又は認定地方公共団体が、規制の特例措置等を提案可能 ※地方公共団体を通じて、関係する企業等からも提案可能	指定申請をしようとする地方公共団体(地域協議会を組織するもの)、又は指定地方公共団体が、規制の特例措置等を提案可能 ※地方公共団体を通じて、関係する企業等からも提案可能	地方公共団体、個人、NPO、民間企業等	地方公共団体、個人、NPO、民間企業等	
関連省庁との協議の進め方	県の区域ごとに設置される「国と地方の協議会」において、国と地域が一体となって推進方策を協議	総合特区ごとに設置される「国と地方の協議会」において、国と地域が一体となって推進方策を協議	提案者から提出された支援措置の改善・創設の提案について、関係省庁が個別に回答	提案者から提出された規制改革の提案について、関係省庁が個別に回答	
計画等の申請者	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	地方公共団体	
対象地域	財特法の特定被災区域等(222市町村)のうち、復興に関する特例を活用するための計画が策定された区域	取組の先駆性、地域の責任のある関与等の要件を満たす指定地域に限定 ※国際戦略総合特区は5箇所程度を目安とする。	地域再生計画の認定を受けた地方公共団体であれば、どこでも活用可能 ※H23.6までに1,517件の認定。	構造改革特別区域計画の認定を受けた地方公共団体であれば、どこでも活用可能 ※H23.6までに1,155件の認定。 (全国展開に伴い、現在は334件)	